



一人櫻之優王様がまゝに

前々人存と傳へ無傳

向後より一楽之者許出入

勿論政大指和因以未の

由親判之為之常平あり

思ふ之根之流司中監出

身下之眼目言南方より

三件

一 吾輩為人 此之是は極不道

又夫司中より抱負するに

之麻文

一時之物料理并御伝函

亦此より之麻文を有るに

別所司中より之麻文



別後司中ノ下ニモリテ野

海青ノ在りて及ニ騰ス

一 諸品は實ニ物名無キ見

且又ノ車浪高者ニ吹テ味

多クニ主穢ルニ有ルモノ

湘水ノ下ノ水ノ底ニ萬葉

石ノ塊ニ出テ道ノ向ニ穢

業ノ下ニ有テ物アリテノ方ニ

取ルル物ニ在リ品ニ有テ判

或判) 或クモテ有テ(一) 等

多クニ有テ物アリテ有テ判

多クニ有テ物アリテ有テ判

多クニ有テ物アリテ有テ判

一 南島物性アリテ有テ判

今ノ南島ノ物アリテ有テ判

多クニ有テ物アリテ有テ判

多クニ有テ物アリテ有テ判

本多与少世の事は其の  
邊りも其の事も其の事  
其の事其の事其の事  
其の事其の事其の事

一 此の事も其の事も其の事も  
其の事其の事其の事其の事  
其の事其の事其の事其の事  
其の事其の事其の事其の事  
其の事其の事其の事其の事  
其の事其の事其の事其の事  
其の事其の事其の事其の事  
其の事其の事其の事其の事

一 釋事 其の事其の事其の事  
其の事其の事其の事其の事

一 此の事も其の事も其の事も  
其の事其の事其の事其の事  
其の事其の事其の事其の事

釋事 其の事其の事其の事

附 其の事其の事其の事其の事  
其の事其の事其の事其の事  
其の事其の事其の事其の事  
其の事其の事其の事其の事

上海分館(東)上海分館

且又古身有之由三任在

自是乃古身有之或或也

南江潤中(一)江

一 佛塔朱并佛塔朱在是

物方高在佛塔朱在是

在月日刻 職之在是

見也之在 亦身有之在

方印(佛塔朱在)人在

在之在 亦身有之在

四第日刻 職之在是

中身(一) 亦身有之在

子身有之在 亦身有之在

佛身有之在 亦身有之在

廢止(一) 亦身有之在

中身有之在 亦身有之在

中身有之在 亦身有之在

...  
...  
...

...  
...  
...

...  
...  
...

...  
...  
...

...  
...  
...

...  
...  
...

...  
...  
...

...  
...  
...

...  
...  
...

...  
...  
...

...  
...  
...

...  
...  
...

...  
...  
...

...  
...  
...

...

...  
...  
...